

令和7年7月22日（火）

令和7年6月定例会 市民文教都市常任委員会委員長報告

市民文教都市常任委員会における審査の概要と結果につきまして、ご報告申し上げます。今回、当委員会に付託されました案件は、議案9件であります。以下、審査の過程におきまして議論のありました主なものにつきまして、ご報告申し上げます。

第43号議案 志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第44号議案 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

委員より、給料の減額について質疑がなされ、執行部より、部分的に就業から外れるので、それに応じて減額されるとの答弁がありました。

次に、第45号議案 志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例については、執行部の説明をもって了承いたしました。

次に、第46号議案 工事請負契約の締結について、報告いたします。

委員より、郷土資料館にある大型資料は、複合施設で保管できるとの質疑がなされ、執行部より、大型資料も大事な資料であるので、できる限りそのまま複合施設に保管したいと考えているが、保存環境や活用の利便性等を考慮し、保管形態や保管場所について今後検討していくとの答弁がありました。

また委員より、来場者に対し案内し、説明する人の配置はあるのかとの質疑がなされ、執行部より、受付に係員を配置し、館内は係員が巡回しながら、また映像や音声による説明等を考えているとの答弁がありました。

また委員より、複合施設のセキュリティ面について質疑がなされ、執行部より、監視カメラ、職員の巡回、夜間機械警備で対応するとの答弁がなされました。

また委員より、デジタルデータの展示の可能性について質疑がなされ、執行部より、活用していきたいとの答弁がなされました。

次に、第47号議案 工事請負契約の締結について報告いたします。

昨今、入札不調が多く見られる中で、解体後の建設工事に係る入札をどのように考えているのかとの質疑がなされ、執行部より、工事の規模や内容を考慮し、入札不調の可能性は低いものと考えているとの答弁がありました。

次に、第49号議案 財産の取得について報告いたします。

委員より、随意契約について質疑がなされ、執行部より、県において基金を

設立し、共同仕様書を作成し共同調達となったとの答弁がありました。

また委員より、再利用または売却について質疑がなされ、執行部より、再利用や売却について検討するとの答弁がありました。

次に第40号議案 令和7年度志木市一般会計補正予算（第3号）について、報告いたします。

委員より、商工費の予算内容について質疑がなされ、執行部より、志木市中心市街地で1階に商業施設を建てる新築、増築の建物についての補助金となるとの答弁がありました。

次に、第50号議案 令和6年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について報告いたします。

委員より剰余金の処分の振り分けについて質疑がなされ、執行部より、3条予算に不測の事態等があった場合に柔軟性を持たせるため、未処分で次年度へ繰り越すとの答弁がありました。

また委員より、配水量の減少について質疑がなされ、執行部より、節水型給水器の普及が全国的な統一見解のひとつであるとの答弁がありました。

次に第51号議案 令和6年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について報告いたします。

委員より、有収率の前年度との差について質疑がなされ、執行部より、7月8月の集中豪雨の影響による不明水の増加と考えるとの答弁がありました。

また委員より、上水道の不能欠損と下水道の不能欠損の差について質疑がなされ、執行部より、下水道未接続の差であるとの答弁がなされた。

以上で質疑を終了し、採決を行った結果、第43号議案から第47号議案まで、第49号議案及び第40号議案については、総員をもって、原案のとおり、可決すべきものと決し、第50号議案及び、第51号議案については総員をもって、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。